

出席停止のお知らせ

以下の「学校において予防すべき感染症」にかかった場合は、出席停止となります。

下記の出席停止期間の基準を参考にして、主治医から登校してもよいと言われるまで自宅で療養してください。

この処置は、お子様に充分休養を与え、早く病気を治すためと、他のお子さんへの感染を防ぐためのものであり、療養期間中は欠席扱いをいたしません。

なお、登校の場合には、別紙「出席停止解除願い」を保護者が記入し担任までお届けください。

※ ただし、登校した際にまだ感染の恐れがあると思われる場合には、休養を指示するか、診断書の提出を求める場合があります。

学校において予防すべき感染症の種類

分類	病名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスによるもの）、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 型であって、その血清亜型が H5N1 及び H7N9 であるもの）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の膨張が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹がなくなるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなった後 2 日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで（医師判断による）
第三種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、感染性血性結膜炎、感染性胃腸炎（ノロウイルス）、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、その他の感染性 ※下記表示	感染のおそれなくなるまで（医師判断による）
その他の感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、手足口病、マイコプラズマ感染症、ウイルス性肝炎、帯状疱疹（ヘルペス）、ヘルパンギーナ、伝染性軟どく腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性単核症、EB ウイルス感染症 など	感染のおそれなくなるまで（医師判断による）